

参考資料

奈良市一般廃棄物処理基本計画

奈良市

目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格と位置付け	1
第3節 計画の目標年度	2
第2章 基本理念・基本方向	
第1節 基本理念	3
第2節 基本方向	4
第3章 ごみ処理の数値目標	
第1節 ごみ及び再生資源搬入量の推移	6
第2節 ごみ減量や資源化の取り組みの現状	12
第3節 ごみ処理の数値目標	15
第4章 基本方向別の基本施策	
基本方向1 まずごみを減らす	
～ 奈良らしい環境にやさしい暮らしの定着 ～	18
基本方向2 それでも出たごみは資源としてリサイクル	
～ 家庭や事業所におけるリサイクルの取り組みの浸透 ～	20
基本方向3 リサイクルできないごみは適正処理	
～ 環境負荷低減と安全・安心な適正処理の推進 ～	23
基本方向4 市民・事業者・市の協働	
～ みんなで循環型社会の構築 ～	27
第5章 計画推進のために	29

第1章 一般廃棄物処理基本計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、わが国で最初の廃棄物に関する法律である「汚物掃除法」が制定された明治33年に清掃業務を始め、昭和4年には焼却処理を実施しています。

また、平成4年に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最初の一般廃棄物処理基本計画（以下、基本計画）を策定し、平成11年、平成14年に改定を行ってきました。その後、平成24年には、国の目指す低炭素社会、自然共生社会、循環型社会の構築とともに、本市の第4次総合計画や環境基本計画との整合性を図り、本市のごみ減量化や資源化、適正処理に関する施策の総合的・計画的な推進の基本となるものとして、見直した基本計画を策定しました。

平成24年の基本計画策定後も、循環型社会の形成に向けて、各種のごみ減量・資源化施策を進めてきました。新たな取り組みとして、もったいない陶器市の開催、奈良市ごみ分別アプリの配信、事業系廃棄物の搬入管理の強化等を実施しています。ごみ搬入量としては、家庭系ごみの搬入量はほぼ横ばいに推移していますが、事業系ごみの搬入量については、事業者への指導等の取り組みにより、直近年度では、平成24年に定めた目標値を上回る減量を達成しています。

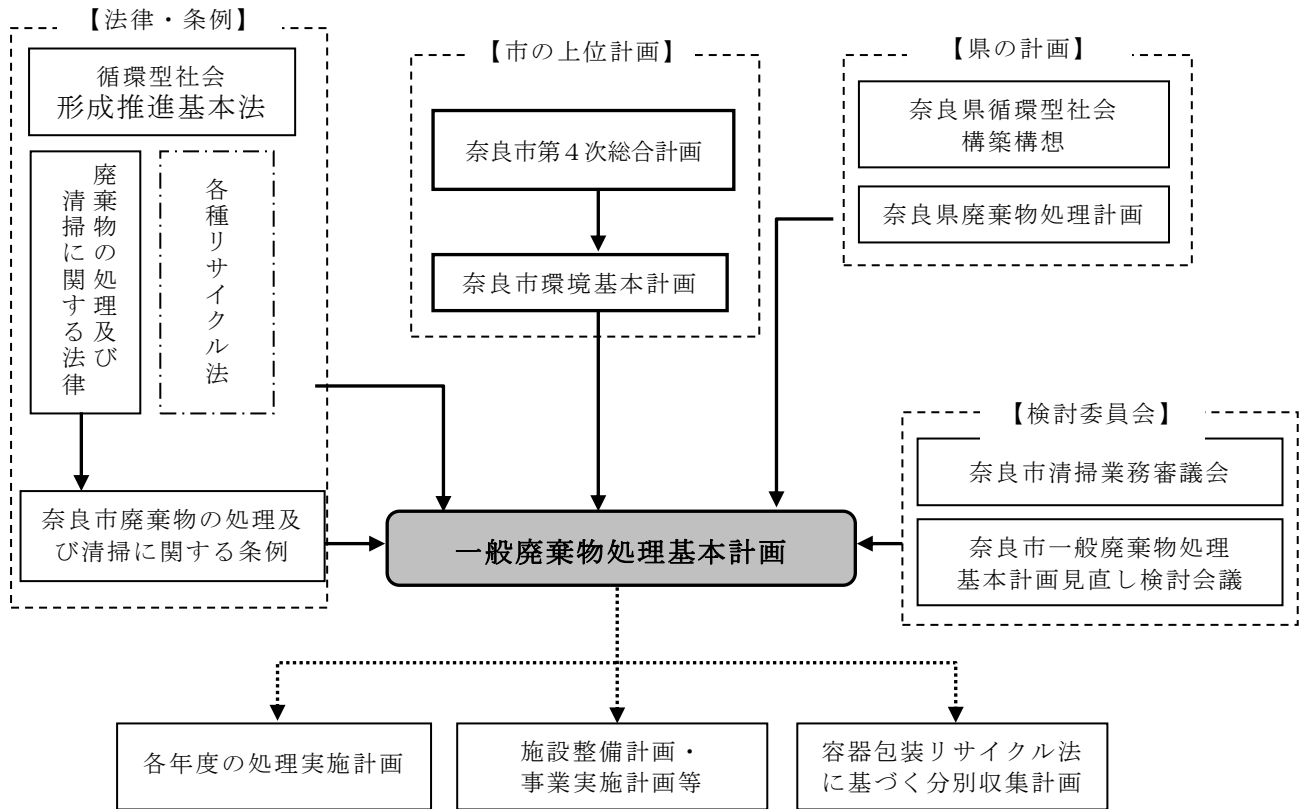
一方再生資源については、空き缶、ペットボトル等の従前から実施している分別収集や拠点回収に加え、新たな取り組みとして平成25年に制定された小型家電リサイクル法に基づく使用済小型家電の回収を行っています。しかしながら、再生資源の近年の搬入量は横ばいであることから、再生利用率についての目標を達成することはできていません。

このような本市のごみ搬入量の動向や高齢化や人口減少等の社会情勢の変化に対応しつつ、今後の更なるごみの減量及び適正処理を達成するため、ごみ処理施策の総合的・計画的な推進の基本となるべく、現行の一般廃棄物処理基本計画を改定するものです。

第2節 計画の性格と位置付け

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき定めるもので、上位計画である「奈良市第4次総合計画」や「奈良市環境基本計画」で掲げのごみ処理分野における計画事項を具体化させるための施策方針について示すものであり、ごみ処理に関する最上位計画と位置付けられます。なお、本計画の位置付けについて体系的に示したものを図1-1に示します。

図 1 - 1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

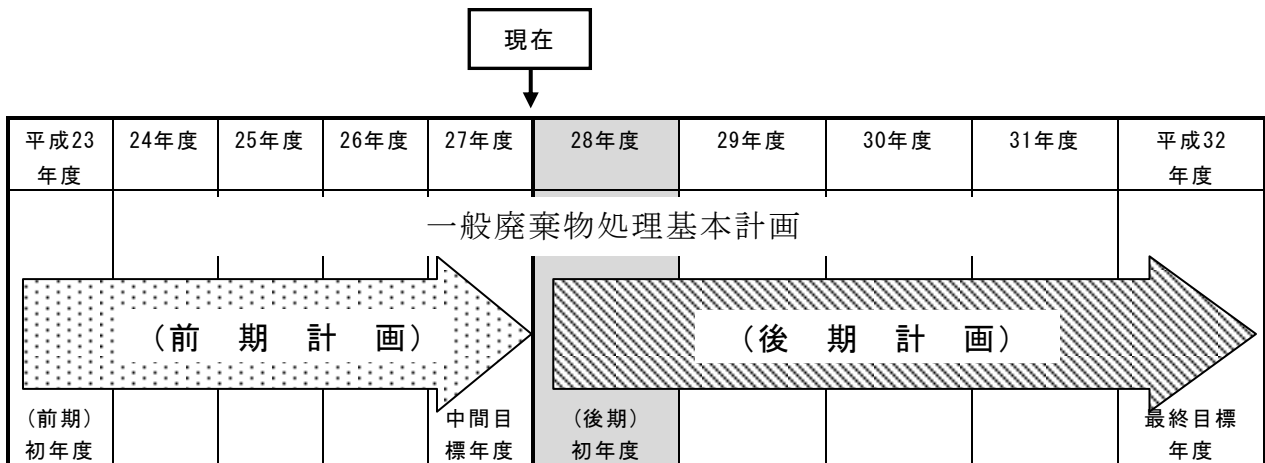


第 3 節 計画の目標年度

本計画は、一般廃棄物処理基本計画（前期計画）を引き継ぐ後期計画と位置づけ、平成28年度を初年度とし、平成32年度を最終目標年度とする5年の計画とします。

本計画は、施策の進捗状況や社会情勢、本計画策定の前提条件となっている人口やごみ排出量等の動向を踏まえ、概ね5年ごとに減量目標や各種施策を見直しています。

図 1 - 2 計画の目標年度

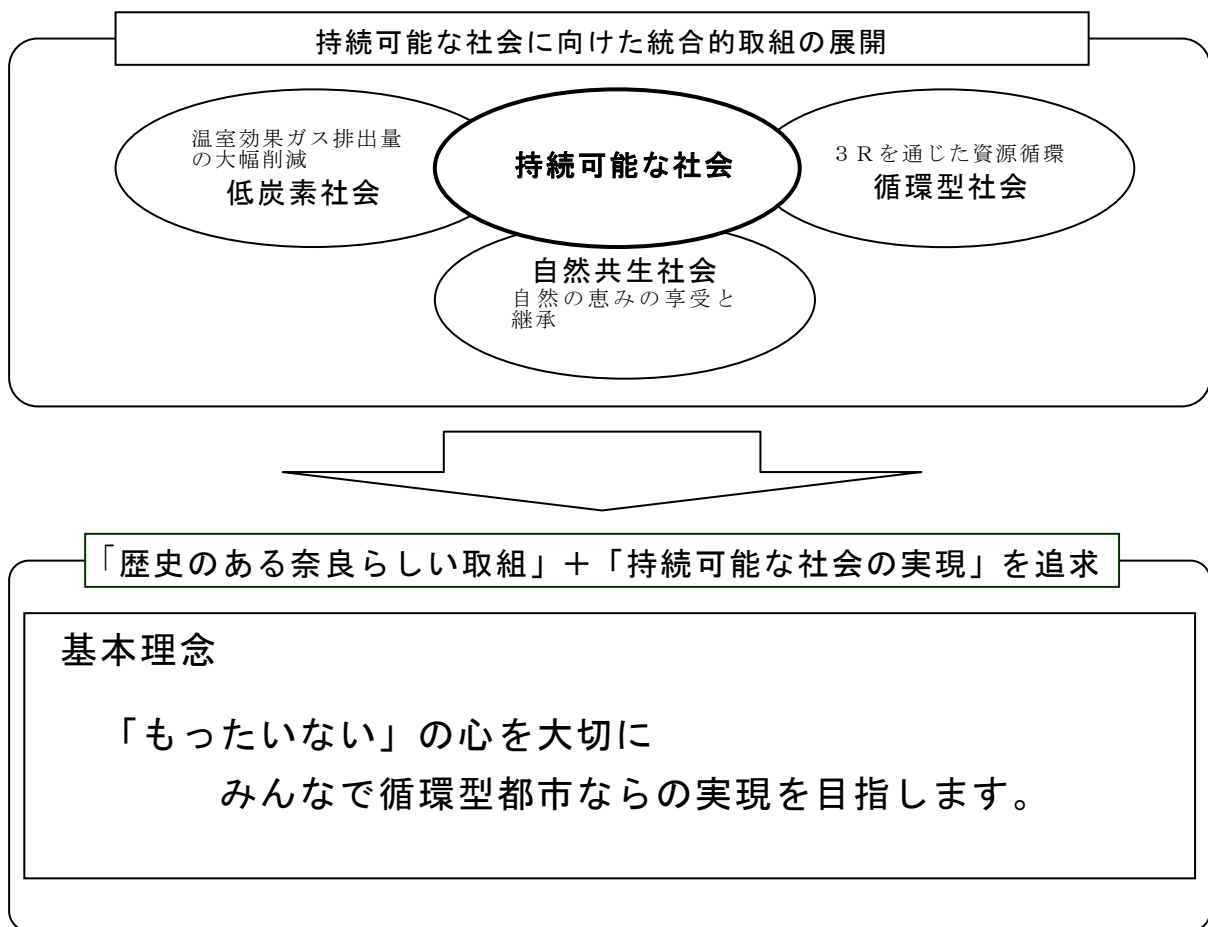


第2章 基本理念・基本方向

第1節 基本理念

本計画の基本理念は、低炭素社会、自然共生社会、循環型社会に資する持続可能な歴史のある奈良らしい統合的取り組みを展開し、「もったいない」の心を大切にみんな循環型都市ならの実現を目指します。

図2-1 基本理念のイメージ



第2節 基本方向

基本方向1 まずごみを減らす ～ 奈良らしい環境にやさしい暮らしの定着 ～

循環型社会の形成を目指し、2R {リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)}に力点をおいた施策を展開し、奈良らしい環境にやさしい暮らしを定着させ、まずごみの量を減らします。

基本方向2 それでも出たごみは資源としてリサイクル ～ 家庭や事業所におけるリサイクルの取り組みの浸透 ～

家庭や事業所における2R {リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)}の取り組みによって減らしても、やむを得ず排出されたごみについては、3つ目のR {リサイクル(再生利用)}により資源の循環的利用を進めます。

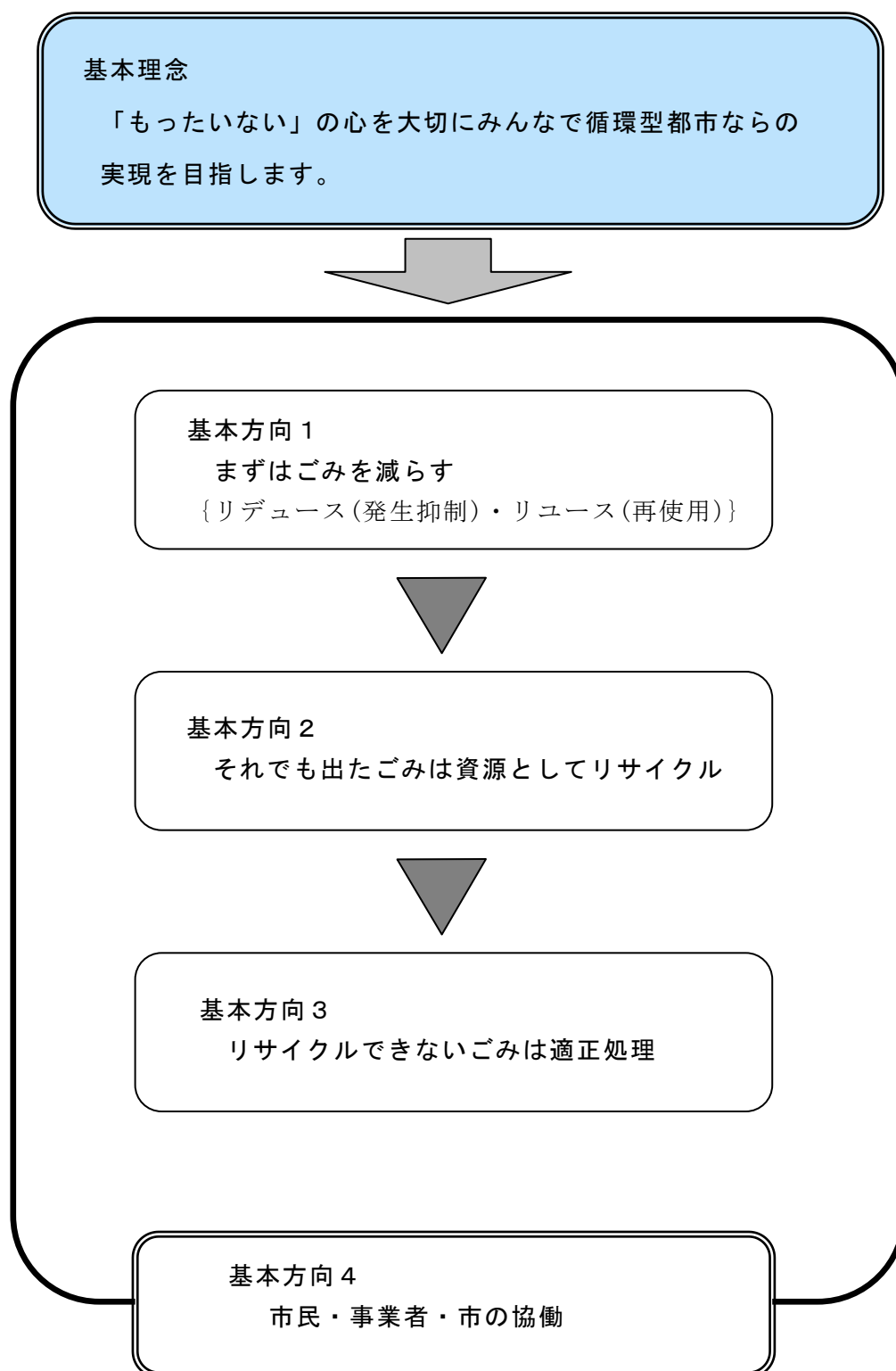
基本方向3 リサイクルできないごみは適正処理 ～ 環境負荷低減と安全・安心な適正処理の推進 ～

3R {リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)}によっても、なお排出されるごみについては安全・安心に適正処理を行います。また地球温暖化防止の観点から温室効果ガスの削減に配慮し、低炭素社会の実現に寄与します。

基本方向4 市民・事業者・市の協働 ～ みんなで循環型社会の構築 ～

3Rの推進は、市民・事業者・市が、それぞれの役割分担のもとに連携して行動し、はじめて実現するものです。そのため、三者の協働による取り組みを進めます。

図 2 - 2 基本理念と基本方向



第3章 ごみ処理の数値目標

第1節 ごみ及び再生資源搬入量の推移

(1) ごみ量及び再生資源搬入量

ごみ及び再生資源搬入量は、家庭系ごみでは平成11年3月に導入した9種分別収集の全市域での開始とともに減り続けているものの、近年では横ばいを示しています。事業系ごみでは近年横ばいでしたが、搬入管理の強化等により平成26年度は約3千トンの減量を達成しました。再生資源については依然横ばいが続いています。

図3-1 ごみ及び再生資源搬入量の推移

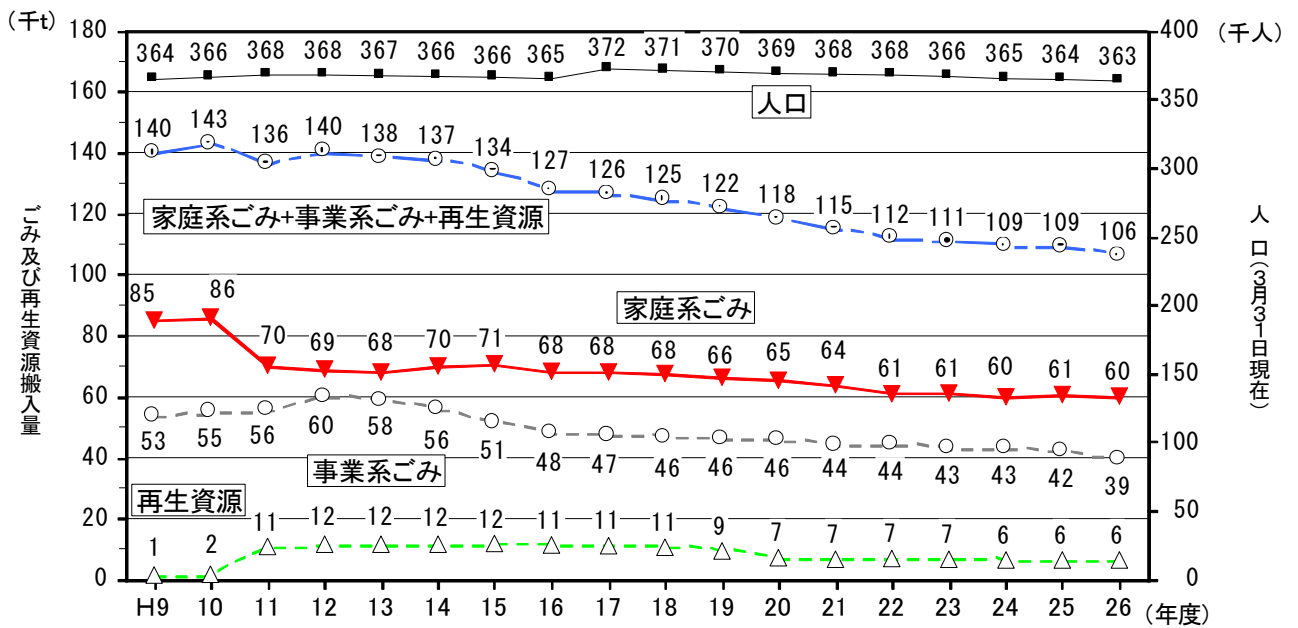
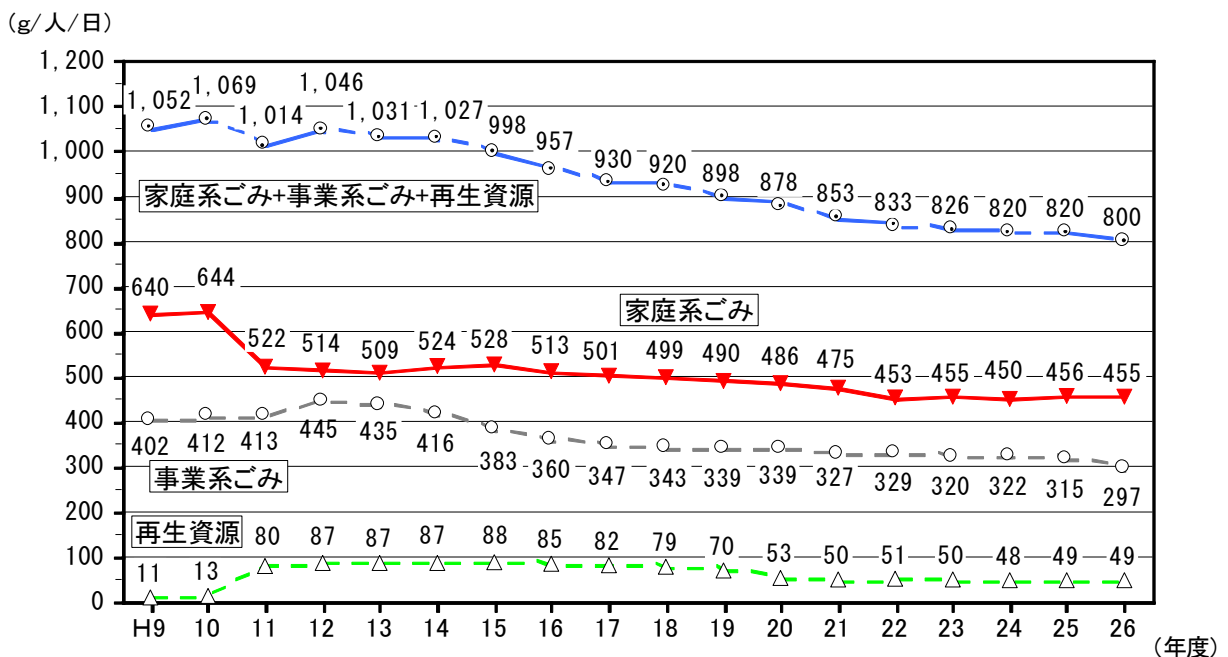


図3-2 市民1人1日当たりのごみ及び再生資源搬入量の推移

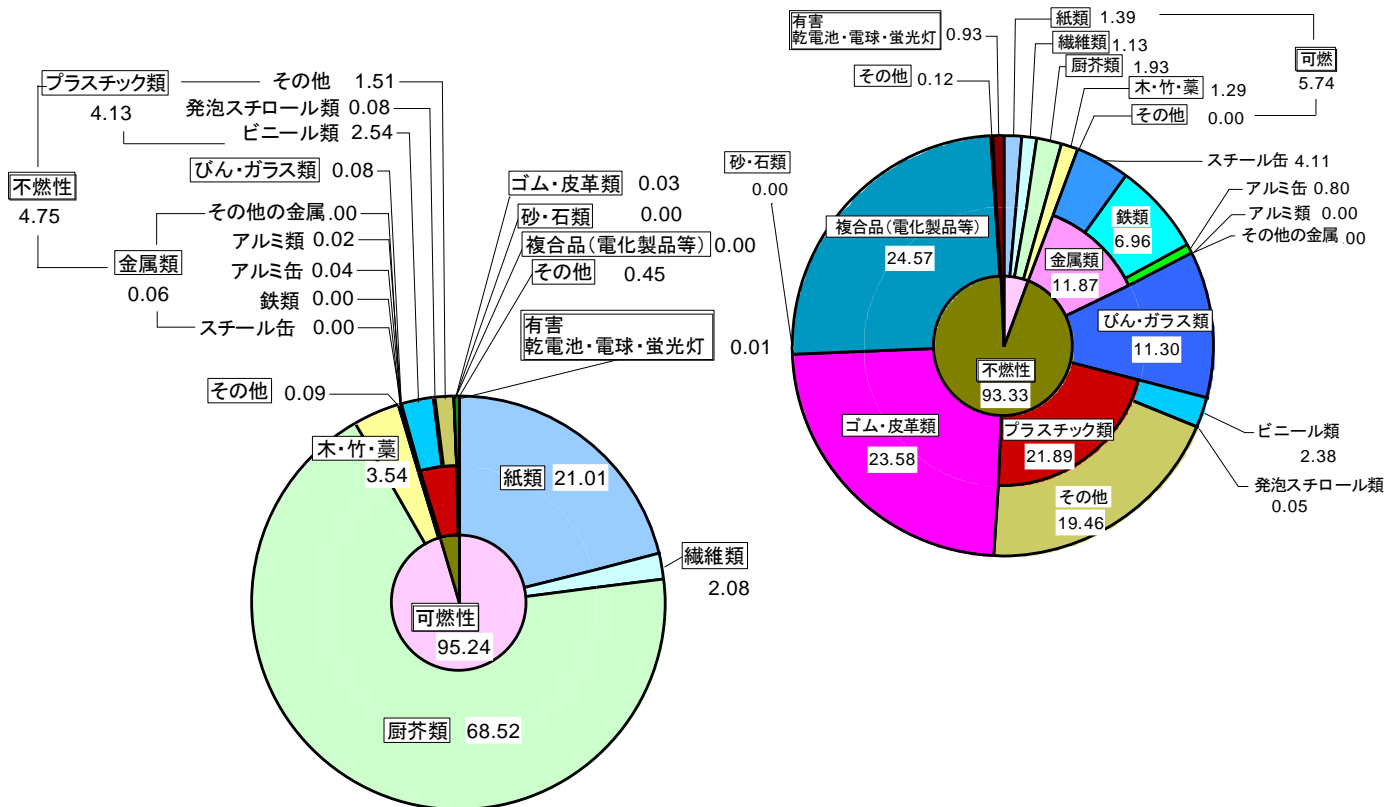


(2) ごみの組成

- ・本市が平成26年度に実施した燃やせるごみ（可燃ごみ）の組成分析結果と平成25年度に実施した燃やせないごみ（不燃ごみ）の組成分析結果を、図3-3及び図3-4に示しました。
- ・燃やせるごみについては、ごみ袋やレジ袋（ごみ袋として代用したものと想定）等を除けば不燃性のものは4%未満であり、市民の分別に対する意識の高さがうかがえる結果となりました。一方で、堆肥化等による資源化が可能な厨芥類が重量比で7割近くを占めており、ごみ減量の伸びしろがあると想定できます。
- ・燃やせないごみについても、93%以上を不燃性のごみが占めており、こちらも市民の分別意識の高さを示す結果となりました。

図3-3 燃やせるごみの組成(%・H26)

図3-4 燃やせないごみの組成(%・H25)



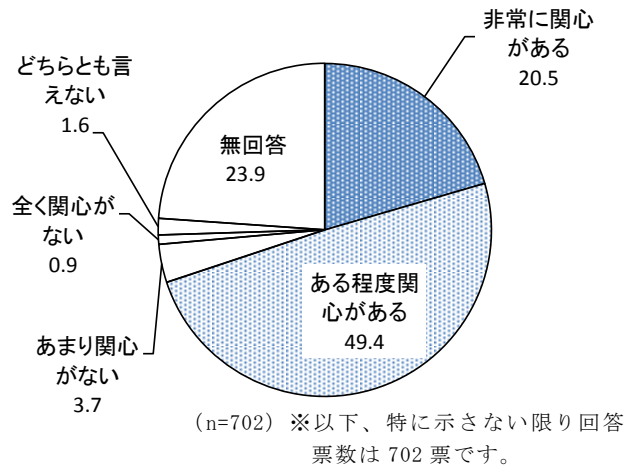
(3) 市民のごみの減量や資源化に関するアンケート結果

平成27年11月に家庭ごみに関する市民アンケートを市内の1,500世帯を対象に実施し、日頃のごみ減量化の取り組みへの実施状況、ごみの減量に関する意識や意見等について調査しました。なお、有効回収票は702票で、有効回収率は47%でした。

① ごみ問題への関心

ごみ問題への関心がある人（「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」の合計）は、70%と高い割合でした。ごみ問題に対する市民の高い意識が見て取れます。

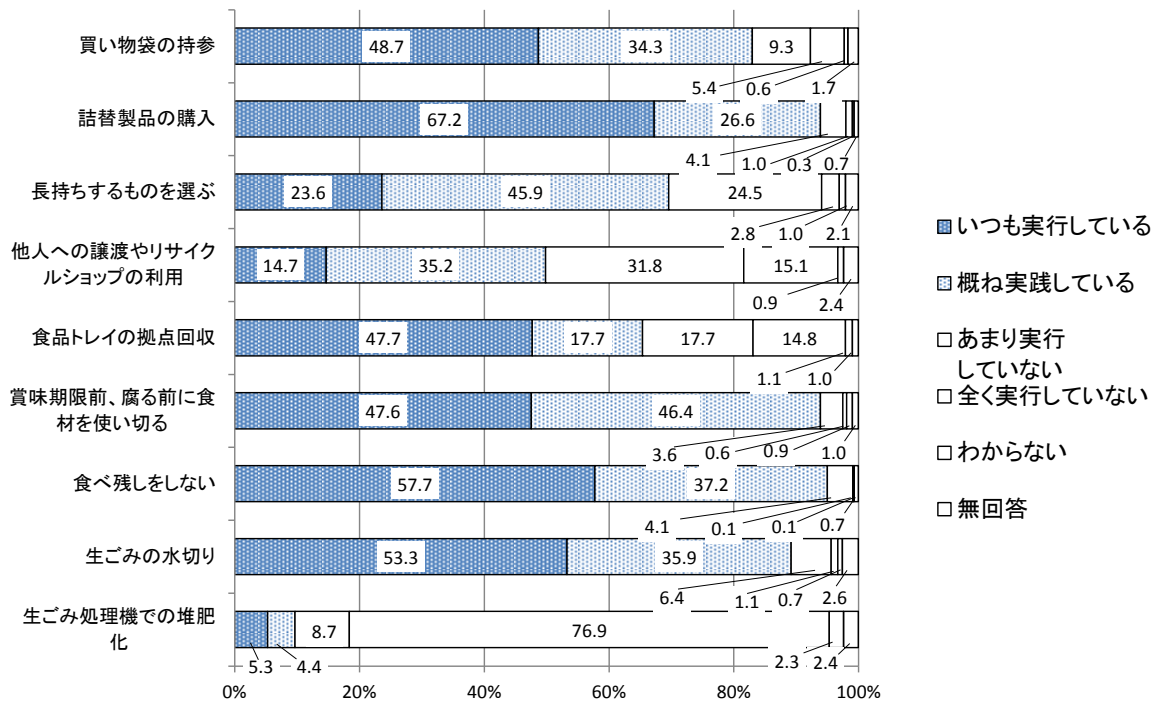
図 3-5 ごみ問題への関心 (%)



② ごみ減量に関する行動の取組状況

ごみ減量に関する日頃の行動については、比較的簡単にできる「買い物袋の持参」、「詰替製品の購入」といった買い物に関する行動、「食べ残しをしない」、「生ごみの水切り」などの食事に関する行動は、比較的よく実践されていました。一方、「生ごみ処理機での堆肥化」については、圧倒的に実践されている比率が低く、普及啓発の必要性を示す結果でした。

図 3-6 ごみ減量行動の実践状況 (%)



③ 古紙類、雑がみ、布類（以降、古紙類等）の資源化の取組状況

古紙類等の処理方法については、半数以上が地域の集団資源回収を利用しており、その他の排出方法を含めると、大半の方がこれらを再生可能な資源として認識していただいているという結果でした。「ごみとして市の収集に出している」を選択したのはいずれも1割未満で、その理由を図3-8に示しています。

図3-7 古紙類の主な排出先（複数回答可・%）

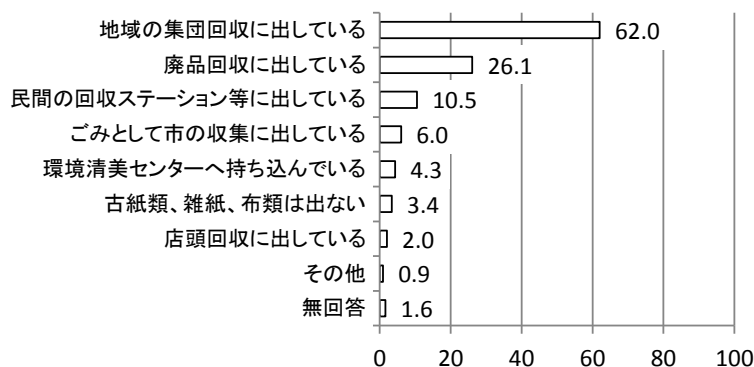
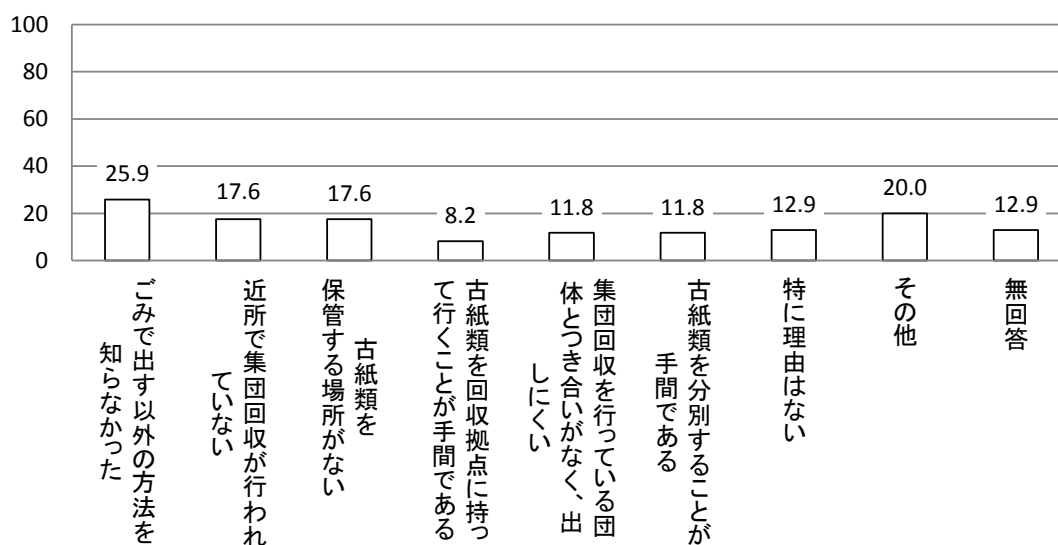


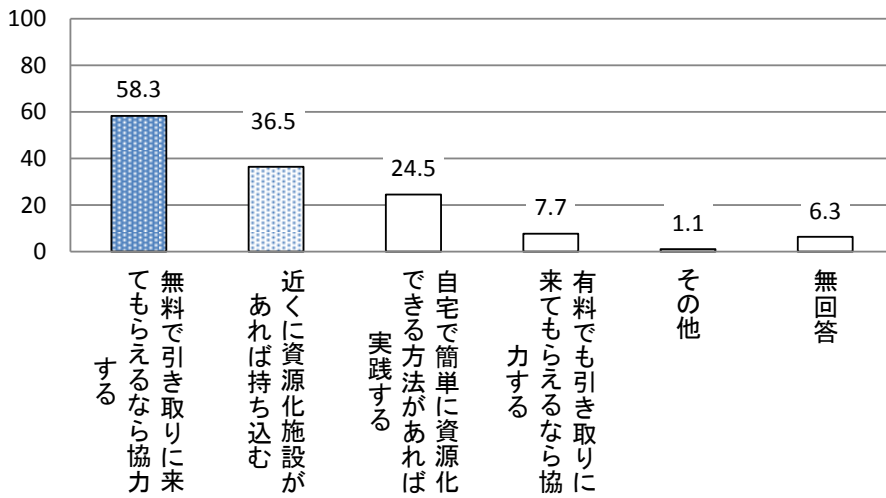
図3-8 古紙類等を市の収集に出している理由（%）



④ 草、葉、剪定枝等の資源化に協力するための条件

庭や家庭菜園から出る草、葉、剪定枝などの再資源化に協力する条件としては、「無料で引き取りに来てもらえるなら協力する」が最も多く、次いで、「近くに資源化施設があれば持ち込む」であり、市民が協力しやすい条件の整備により、剪定枝等の資源化の増量を図ることが可能です。

図3-9 草、葉、剪定枝の再資源化に協力するための条件（％）



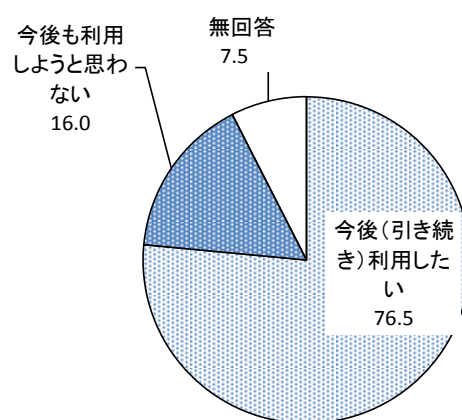
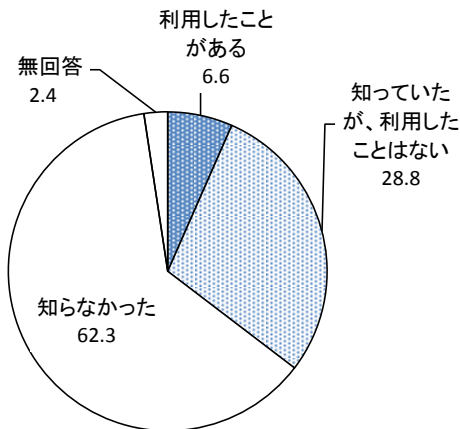
⑤ 小型家電のリサイクルの実施状況

平成26年7月から開始した使用済小型家電回収ボックスを「利用したことがある」と回答した割合は7％と少なく、半数以上は「知らなかった」と回答でした。一方で、回収ボックスを「利用したい」という意見は多く、回収ボックス設置等について、さらなる周知・啓発により、回収量の増加が見込まれます。

図3-10 使用済小型家電回収

図3-11 回収ボックスの今後の利用について（％）

ボックスの利用について（％）



(4) 前期計画の目標達成状況

奈良市一般廃棄物処理基本計画の前期計画（平成23年度～平成27年度）の平成26年度における各目標値の達成状況を表3-1に整理しています。

ごみ搬入量は、家庭系ごみでは計画量の目標を達成していませんが、事業系ごみでは達成しました。合計のごみ搬入量では、計画目標には達しなかったものの、目標値の達成に向けてかなり進展することができています。また、焼却処理量、資源化率は、計画量の目標は未達成でしたが、最終処分量は計画量を下回り、目標を達成しました。

表3-1 前期計画の減量等の目標達成状況（平成26年度）

	直近年度 (H26)	前期計画 (H26)	達成状況
	(実績)	(目標値)	
人口	363,051人	357,451人	—
ごみ搬入量	99,568 t	98,619 t	△
(平成10年度=100%)	(71%)	(70%)	
家庭系ごみ	60,259 t	57,726 t	×
(平成10年度=100%)	(70%)	(67%)	
事業系ごみ	39,309 t	40,893 t	○
(平成10年度=100%)	(71%)	(74%)	
焼却処理量	93,600 t	91,087 t	×
(平成10年度=100%)	(73%)	(71%)	
最終処分量	17,180 t	18,505 t	○
(平成10年度=100%)	(55%)	(59%)	
再生利用率	17%	20%	×

※1：ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含みません。

※2：再生利用率は、「(市による直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団資源回収量) / (市へのごみ搬入量(発生抑制後)及び再生資源搬入量+集団資源回収量)」としました。

第2節 ごみ減量や資源化の取り組みの現状

(1) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する取り組み

現在、本市で実施しているごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する取り組みを表3-2に示します。

表3-2 市が実施している啓発事業

区分	取組	具体的な内容
循環型社会の形成を促す情報交流・学習の推進等	インターネット、広報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットや広報紙を活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。特に環境清美工場については、リアルタイムでごみの搬入状況等の情報をインターネットで発信する。
	ごみ・再生資源の分け方と出し方奈良市のごみ事典	ごみと再生資源の分け方と出し方を記載したパンフレット及び冊子を主に転入者に対し、配布する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市ごみ分別アプリ	ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配布する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を市内の公民館にて実施する。
	ごみ減量講座	ごみ減量に関する最先端の知識を持った講師を迎え、ごみの3Rから地球環境問題までを視野に入れたごみ減量を促進するための講座を1回につき100名の市民参加を見込み、年に3回実施する。
	環境清美工場見学	奈良市内全小学校4年生、環境フェスティバル・ならクリーンフェスタの参加者を対象に、工場見学を実施し、ごみ処理の実態を知らせることでごみ減量を促進する。
	家庭ごみの出し方・分別等説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員が出向き、説明会を実施する。
	啓発用ビデオ・DVDの貸し出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオ・DVDを見学会、学習会等で活用し、その他市民からの申し出により貸し出しをする。
	ごみ減量・リサイクル推進啓発作品の募集	ごみ問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発作品を募集し、表彰する。
小・中学校空き缶回収	小・中学校の児童・生徒の環境学習の一環として、空き缶回収を実施する。	
ごみ減量・資源循環を進める社会システムづくり	家庭ごみ有料化実施の検討ごみ処理手数料の見直し	他都市情報等の収集を行う。また、基礎資料となるごみ処理原価を算出する。
	リユース交換会	靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベント等で実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため、ごみに関する学習用教材を制作する。
	陶磁器製食器類リユ	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器のリユ

区分	取組	具体的な内容
(続き)	ース・リサイクル事業	ス・リサイクル事業を実施する。
地域での資源循環の推進	ごみ分別用啓発ステッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。
	公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、発泡スチロール製食品トレイ、家庭用インクカートリッジの拠点回収を実施する。
	古紙類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
	資源回収作業所での家具等の再利用	環境清美センター内の資源回収作業場で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具等を再利用する。
	破碎スクラップ回収	破碎された不燃性のごみから鉄・アルミ等を選別し、再生利用業者に売却する。
	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に委託し、再生利用する。
	再生資源店頭回収小売店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。
事業所での資源循環の推進	使用済小型家電リサイクル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済小型家電の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。
	事業者向けごみ適正処理説明会	大規模事業者へ対し、廃棄物の減量及び適正処理等の説明会を年に1回、実施する。
	大規模事業所への指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
有機性廃棄物の資源循環の推進	E - c h a n g e s	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。
	町内清掃草木類の再生利用	町内清掃により排出された草木類をチップ化し、再生利用する。また、生産されたチップはイベント等で市民に無償で配布する。
	汚泥発酵肥料（畑楽）の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を市立小学校、保育園給食等の生ごみと混合し、汚泥発酵肥料（畑楽）を製作する。製作した堆肥はイベント等で市民に無償で配布する。
循環型社会に対応した収集作業の推進	生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMぼかし専用容器）及び電気式生ごみ処理機の購入者に対し、助成金を交付する。
	ごみの収集区分の見直し	市民の要請や法制度の変更等により、必要があればごみの収集区分を見直す。
	一般廃棄物処理業者に対する許可基準及	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹

区分	取組	具体的な内容
(続き)	び許可指針の適用	底を図るため、新規許可を見合わせる。
不適正排出の防止	家庭で発生する排出禁止物の適正な排出先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活用しごみ搬入車の積載物の展開検査を随時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。
	事業系ごみの透明・半透明袋のルールの徹底	事業系ごみについて、袋を使用する場合は、中身が確認できるように透明・半透明袋で排出するよう、周知徹底する。
	野外焼却や不法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、野外焼却や不法投棄等の防止を図る。また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
既存施設における適正処理の推進	適正な運転管理の継続と運転データ等の公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理を継続し、運転データ等を公表する。
循環型社会に対応した施設の整備	ごみ焼却施設の移転	「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」の議論を踏まえたごみ焼却施設の移転建設を推進する。
最終処分場の確保	最終処分量の削減による既存最終処分場の延命	ごみ減量及び中間処理により、最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用する。
災害時の廃棄物処理	災害時の廃棄物処理への対応	災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には、計画に沿って円滑に対応する。
ごみ減量・資源循環のための組織づくりと連携の強化	ごみ懇談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施する。
	ごみ減量・循環型社会形成を推進する地域組織の整備	地域におけるごみ減量の中心的役割を担う廃棄物減量等推進員制度の創設を図るため、調査・研究する。
	環境フェスティバルならクリーンフェスタの開催	市民、NPO等と協働し、市民参加型のイベントとして、環境月間である6月に環境フェスティバルを、3R推進月間である10月にならクリーンフェスタを開催する。

第3節 ごみ処理の数値目標

前期計画の計画初年度から平成26年度にかけて、全体的にはごみの減量は進んでおり、特に事業系ごみの搬入量、最終処分量については、計画目標を達成しました。そこで、後期計画では、前期計画での成果を踏まえ、新たな数値目標を定めて、さらなるごみ減量を推進。

(1) 数値目標

**ごみ搬入量のピーク時(平成10年度)に比べて
平成32年度までに**

- ◆ ごみ搬入量を約1/3減らします
- ◆ 焼却処理量を約1/3減らします
- ◆ 最終処分量を約1/2減らします
- ◆ 再生利用率を22%にします

(参考) 平成26年度に比べて平成32年度までに

- ◆ ごみ搬入量を約12% (1人1日当たり67g) 減らします
- ◆ 焼却処理量を約13% (1人1日当たり67g) 減らします
- ◆ 最終処分量を約11% (1人1日当たり10g) 減らします

表3-3 数値目標

	基準年度	直近年度	最終目標年度
	平成10年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成32年度 (目標値)
ごみ搬入量	140,996 t	99,568 t	87,467 t
(平成10年度=100%)	(100%)	(71%)	(62%)
家庭系ごみ	86,012 t	60,259 t	53,177 t
(平成10年度=100%)	(100%)	(70%)	(62%)
事業系ごみ	54,984 t	39,309 t	34,290 t
(平成10年度=100%)	(100%)	(71%)	(62%)
焼却処理量	127,682 t	93,600 t	81,711 t
(平成10年度=100%)	(100%)	(73%)	(64%)
最終処分量	31,475 t	17,180 t	15,275 t
(平成10年度=100%)	(100%)	(55%)	(49%)
再生利用率	16%	17%	22%

【1人1日あたりに換算した目標値】

	基準年度	直近年度	最終目標年度
	平成10年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成32年度 (目標値)
ごみ搬入量	1,055g	751g	685g
家庭系ごみ	644g	454g	416g
事業系ごみ	411g	297g	268g
焼却処理量	956g	706g	640g
最終処分量	236g	130g	120g

※1：ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含みません。

※2：再生利用率は、「(市による直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団資源回収量) / (市へのごみ搬入量(発生抑制後)及び再生資源搬入量+集団資源回収量)」としました。

(2) 数値目標設定の考え方

以下の基本的施策が推進されるものとして最終目標年度の数値目標を設定しました。

【家庭系ごみ】

①もったいない運動の展開による発生抑制の推進

→市民1人1日当たり7gの削減

- ・中サイズのレジ袋1枚分の削減

(具体的な行動)

- ・買う前に本当に必要か良く考える
- ・生ごみの水切りの徹底
- ・マイバッグ、マイボトル、マイカップ、マイ箸の持参
- ・無駄のない食生活による食べ残しの削減
- ・皿売り・量り売りの利用
- ・簡易包装の依頼
- ・中身詰め替え商品やリターナブルびんの商品を選択
- ・フリーマーケットやリユースショップの活用

など

②古紙を中心とした集団資源回収の推進

→市民1人1日当たり新たに24gの資源化

- ・新たに封筒A4サイズ2枚分の資源化

③剪定枝のチップ化推進

→家庭から発生する剪定枝のチップ化：新たに1,000t/年

- ・市内1世帯1日当たり新たにおよそ20gの剪定枝の資源化

【事業系ごみ】

○事業所の自主的減量の取り組みへの指導強化・情報提供

- ・大規模事業所への減量計画書に基づく指導強化

→古紙類の分別による再資源化：新たに600 t /年

食品廃棄物の堆肥化による再資源化：新たに1,000 t /年

- ・小規模事業所への1日段ボール箱2枚（容量300程度 500 g /枚）の資源化運動の浸透

→古紙類の分別による再資源化：新たに2,000 t /年

（備考）大規模事業所とは、延べ床面積3千㎡以上の事業所（特定建築物）や大規模小売店舗等の減量計画書の提出対象事業所とします。小規模事業所は、対象外事業所です。

第4章 基本方向別の基本施策

基本方向1 まずごみを減らす

～ 奈良らしい環境にやさしい暮らしの定着 ～

(1) 循環型社会の形成を促す情報交流・学習の推進

【基本的考え方】

市民・事業者は、それぞれの暮らしや事業活動を通じて、ごみ減量・資源循環に役立つ知識や実践力を習得し、それを家族や友人、近所の人、さらに、市内の人々や事業者に広げます。

市は、循環型社会の形成のための社会・経済・技術についての情報を広く収集するとともに、知識や実践力を獲得した市民・事業者からも情報を得て、より多くの市民・事業者へ情報や学習機会を提供します。また、小中学校における環境学習機能を強化します。

《市が実施する施策》

①ごみに関わる情報の把握・提供の充実

- ・ごみ排出量や再生利用量の動向、地域におけるごみ減量活動の状況、県内や全国のごみ排出量の動向などのごみに関わる情報を体系的に収集・整理し、広報紙やホームページ等で市民・事業者へ情報を発信します。
- ・スマートフォン、タブレット端末などを使って、ごみ分別方法をいつでも確認できるアプリを運営し、市民へ提供します。

②情報技術を利用した双方向の情報交流の実施

- ・市からの一方的な情報提供だけでなく、インターネット、携帯電話等を活用して、市民や事業者から地域のごみ減量の取り組み状況などの情報収集を行います。

③ごみ減量・資源循環についての体系的な学習の実施

- ・市民向けに、ごみ減量や資源循環に関する出前講座や各種講習会等の開催するなどにより、効果的・体系的な学習機会を提供します。

④事業所向け講習会の実施

- ・事業活動から発生するごみの減量を促進するため、事業所を対象とした講習会を開催します。

⑤小中学校におけるごみに関する環境学習の充実

- ・充実した環境学習教材を作成・提供するとともに、ごみ減量・リサイクル推進啓発ポスターの募集などを積極的に取り組むことにより、子ども達のごみに対する意識を高めます。

(2) ごみ減量・資源循環を進める社会システムづくり

【基本的考え方】

市民・事業者は、排出者責任を果たすとともに、ごみの排出量を削減するために、使い捨て型の商品や容器包装を利用しない、流行を追従しない、ものを長く使うようにするなど、暮らしや事業活動を環境に配慮したものへと見直します。市は、そのための情報提供や啓発に努めます。

《市が実施する施策》

①ごみの発生抑制を目指した運動の展開

- ・ごみの発生抑制の推進を目指し、市民全体の意識を高めるために、「もったいない運動」や食べきり運動等の食品ロス削減運動、マイカップ、マイボトル、マイ箸等の持参運動の推進などを展開します。

②簡易包装を実践する店舗の拡大

- ・「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、簡易包装を浸透させます。

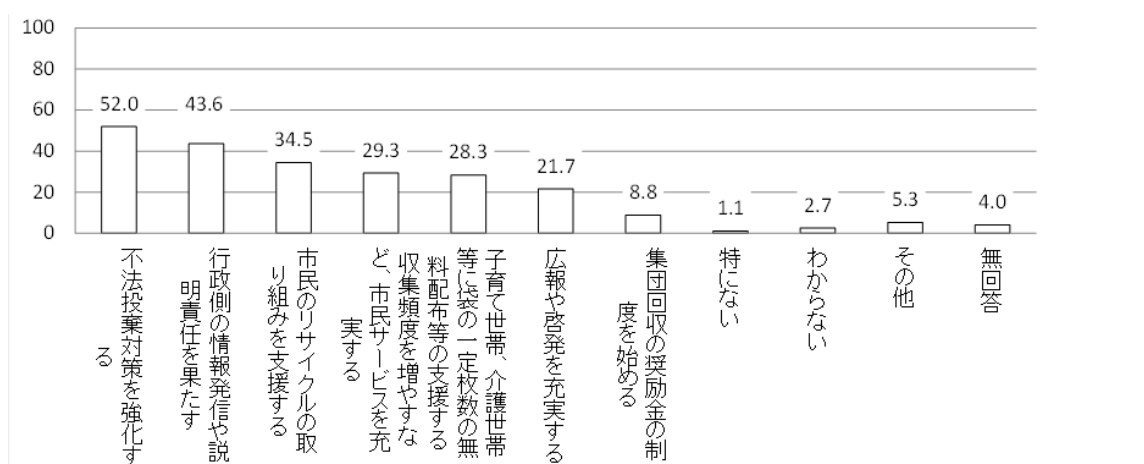
③不用品を必要とする人に譲る機会や情報の提供

- ・フリーマーケット、バザーの開催情報やリユースショップの情報を広報紙やホームページで提供し、不用品交換を促進します。

④家庭ごみ有料化実施の検討

- ・奈良市清掃業務審議会からの「奈良市の家庭ごみ有料化について答申（平成 21 年 3 月）」に基づき、発生抑制やリサイクルへの誘導の促進、ごみ排出量に応じた費用負担の公平化、ごみに対する意識の向上等を図るため、家庭ごみの有料化の実施を検討します。今後のごみ排出量の状況、ごみ減量目標の達成状況、市民の意見、他市の状況及び経済状況等を踏まえて、実施時期を決定します。アンケート結果（図 4-1）によりますと、「不法投棄対策の強化」、「行政側の情報発信や説明責任」、「子育て世帯、介護世帯への支援」などの課題が挙がっており、実施の際には「不法投棄防止対策」、「広報活動及び住民説明会の開催」、「紙おむつ使用世帯等への負担軽減措置」などを慎重に検討した上で実施します。

図 4 - 1 ごみの有料化をする場合に行政が配慮すべきこと



⑤ ごみ処理手数料の見直し

- ・ごみ処理原価との整合性を図りながら、事業者にごみ減量を促し、ごみ処理手数料を必要に応じて見直します。

⑥ 環境教育の充実

- ・教育委員会等関係機関と連携し、また、市内の事業所や環境NPOの協力を得て、環境教育を充実させ、「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成します。

⑦ 資源循環型ビジネスに関する情報提供

- ・リユースショップ等、3Rに関連する産業の市民への情報提供を進めます。

基本方向 2

**それでも出たごみは資源としてリサイクル
～家庭や事業所におけるリサイクルの取り組みの浸透～**

(1) 地域での資源循環の推進

【基本的考え方】

市民は、市の再生資源収集や拠点回収、地域の集団資源回収、販売店等での店頭回収などにより、家庭で発生した不用物を可能な限り資源として循環させます。また、地域での集団資源回収の運営やよりよい仕組みづくりに積極的に参加します。

販売店は、家庭で不用になった容器包装や商品の回収を拡大します。

一方、市は、資源を循環させることの重要性や循環の方法について、市民・事業者へ情報提供するとともに、再生資源等の分別収集・拠点回収の拡大と排出ルールの徹底に努めます。

《市が実施する施策》

①自治会等による集団資源回収の促進

- ・地域での集団資源回収の実施状況等に関する情報提供を進めます。その際は、ごみ分別アプリの活用など、より多くの人に情報を提供できる仕組みの構築に努めます。
- ・集団資源回収の意義や役割を市民に伝え、自治会等による集団資源回収への参加を促すとともに、集団資源回収を実施していない地域については資源回収業者や地域における集団資源回収の取り組み方法等の情報提供を行い、集団資源回収の実施を促進します。
- ・集団資源回収で雑がみを取り扱うよう、自治会等の集団資源回収実施団体や資源回収業者に対する啓発活動を進めます。また、排出者の市民に対しては、雑がみの排出についての情報提供を進めます。

②小売店等における店頭回収の推進

- ・市内店舗に店頭回収の実施を要請していくとともに、市民に対して実施店舗や回収品目に関する情報を提供します。
- ・現在、公共施設や民間事業所での拠点回収で資源化を進めている小型家電について、民間事業所等に協力を要請し、回収拠点の拡大に努めます。

③分別収集や施設での資源化の促進

- ・市民からの要請、国の法整備及びごみ減量と適正処理の観点から、必要に応じて分別収集の拡大を検討します。
- ・現在、拠点回収で資源化を実施している小型家電については、アンケート結果によると、（図3-10、図3-11参照）拠点回収を「知らなかった」が62%と過半数を占めた一方で、「今後（引き続き）利用したい」がこれを大きく超える76%を占めたことから、今後周知啓発に努めることで、回収量の増加が見込まれます。また、市民持込の不燃ごみの中の小型家電について、コンテナによる回収を検討します。

④再生資源等の分別排出の徹底

- ・自治会等の協力のもと、地域と連携して、再生資源等の分別排出を徹底します。

⑤環境清美センターや公共施設における資源回収の推進

- ・環境清美センターや市役所、公民館等の公共施設における資源回収を推進します。また、回収時間、場所、品目等の情報を市民に周知します。

(2) 事業所での資源循環の推進

【基本的考え方】

事業所は、事業活動に伴うごみの排出者責任を自覚し、自らが不用となった物は可能な限り資源化に努めます。

市は、事業所に対し、積極的にごみ減量に取り組むように、啓発や情報提供を行います。また、市役所などの公共施設自身が市内の事業所の模範として、ごみの排出削減と資源循環に取り組めます。

《市が実施する施策》

①事業所から排出される古紙の資源化の推進

- ・環境清美センターへの古紙搬入が多い事業者に対して、資源化指導を強化するとともに、古紙の資源化方法や古紙回収業者等の情報を提供することにより、搬入を抑制します。

②大規模事業所に対する減量計画書によるごみ減量の指導

- ・廃棄物管理責任者を通じて、減量計画書に基づき自主的に事業系ごみの減量が促進されるように指導します。また、ごみ減量の手引きを作成するとともに、研修会の開催等を行います。

③小規模事業所に対するごみ減量の取り組みへの誘導

- ・商工会議所等と連携し、経営者のごみ処理責任の自覚と分別排出の徹底を促します。また、中小事業者を対象とした古紙等の共同回収事業の事例を調査研究し、その導入について検討します。

④市役所等の公共施設でのごみ減量と分別排出の徹底

- ・民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でのごみ減量と分別排出の徹底に努めます。

(3) 有機性廃棄物の資源循環の推進

【基本的考え方】

資源として有用でありながら回収体制や施設及び需要先の確保などの問題のために未利用であった有機性廃棄物について、チップ化、堆肥化等による資源循環の取り組みを推進します。

《市が実施する施策》

①剪定枝木・草類の処理事業の推進

- ・町内清掃により発生する剪定草木類のチップ化事業について、家庭や市内事業所で発生する剪定草木類への拡大を検討します。
- ・生産されたチップをイベント等で提供するなど、その有効な活用を図ります。

②食品リサイクルについての啓発の推進

- ・食品リサイクルに関する情報を収集し、食品関連事業者に対して情報提供や啓発活動の充実を図ります。また、大規模事業所に対して食品リサイクルに関する指導を強化します。
- ・食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者に対する食品廃棄物等の再生利用等の取り組みを促します。

③学校給食の生ごみ堆肥化の推進

- ・衛生浄化センターにおいて、し尿処理余剰能力を活用して実施されている、学校給食施設で排出される生ごみの堆肥化を進めます。

④家庭で発生する有機性廃棄物の有効利用の推進

- ・生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器の購入に対する助成を継続するとともに、家庭で手軽に始められる堆肥化の手法を調査・研究し、これを推進します。

基本方向3 リサイクルできないごみは適正処理

～ 環境負荷低減と安全・安心な適正処理の推進 ～

(1) 循環型社会に対応した収集作業の推進

【基本的考え方】

循環型社会に対応した収集を実施するため、効率的、効果的な収集体制を整備します。また、収集車両の運行に伴う環境負荷を減らすように努めます。

《市が実施する施策》

①循環型社会に対応した効率的、効果的な収集体制の整備

- ・効率的、効果的な分別収集を推進するため、市民ニーズの把握や現場職員からの提案などにより、必要に応じて収集体制を見直します。

②収集車両の運行に伴う環境負荷低減の推進

- ・収集作業による環境負荷を低減するため、収集車両に低公害車の導入を推進します。また、エコドライブ講習会を開催するなどによる、収集車両のエコドライブを浸透させます。

③ごみの収集区分・分別区分の見直し

- ・市民の要請や法改正等を踏まえ、必要に応じてごみの収集区分や分別区分を見直します。

④一般廃棄物処理業者に対する許可基準に基づく指導の徹底

- ・一般廃棄物処理業者の許可及び処分について、厳正に許可基準及び処分基準等を適用します。
- ・現在、収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は、市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹底を継続して実施するために、当面、新規の許可を見合わせます。

⑤高齢化社会等に対応した収集体制の整備

- ・高齢化社会等の進展を踏まえ、高齢者世帯や障がい者世帯などを対象としたふれあい収集について、拡大を検討します。

(2) 不適正排出の防止

【基本的考え方】

家庭系ごみでは、地域との連携により分別排出のルール of 徹底を図ります。また、事業系ごみでは、搬入されるごみの監視を徹底し、不適正なごみの搬入を阻止します。なお、排出禁止物については、情報収集を行い適正な排出先を確保します。

市民・事業者は、地域や事業所の周辺の美化に努めます。市は、パトロールや啓発により、野外焼却や不法投棄を防止します。

《市が実施する施策》

①家庭で発生する排出禁止物の適正な排出先の確保

- ・適正処理困難物等の、排出先を確保しにくい排出禁止物については、県や他市町村などと連携して、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望していきます。

②事業系ごみに対する適正な搬入指導の徹底

- ・搬入車両に対する検査を今後も継続して実施し、ごみを搬入する車両積載物の適正化を図ります。
- ・多量排出事業者に提出を義務づけている減量計画書の活用などにより、排出事業所のデータベースを充実し、排出事業所への指導を徹底します。

③越境ごみの防止のための他市町村との連携

- ・他市町村との連携による監視体制を強化し、越境ごみを防止します。

④ 野外焼却や不法投棄等の防止

- ・ 市民・事業者への啓発活動を充実し、野外焼却や不法投棄等の防止を図ります。

⑤ 重点監視地域等での監視の強化

- ・ 重点監視地域の設定とパトロールによる監視を強化するとともに、監視センサーや監視カメラシステムを活用して、不法投棄等の防止を図ります。
- ・ 土地管理者や地域住民と連携し、不法投棄の防止体制を構築します。
- ・ 市民等による不法投棄等の連絡網を確立し、不法投棄に対して迅速に対応できるシステムの構築を図ります。

(3) 既存施設における適正処理の推進

【基本的考え方】

市は、環境清美工場及び最終処分場において、安定的で環境に配慮した適正な運転管理を継続し、運転管理状況を公表します。

《市が実施する施策》

① 既存施設における適正処理の推進

- ・ 既存施設における適正な運転管理を継続します。また、排出事業者への指導・啓発や検査体制の充実により施設への適正処理困難物や有害物等の搬入規制の徹底を図ります。
- ・ 既存施設の運転データ等を公表します。

(4) 循環型社会に対応した施設の整備

【基本的考え方】

市は、循環型社会に対応したごみ焼却施設やリサイクルセンターなどの整備を進めます。市民・事業者は、よりよい施設整備が行われるように、施設整備計画の策定段階から計画づくりに、積極的に参画します。

《市が実施する施策》

① ごみ焼却施設の移転

- ・ 既存のごみ焼却施設の老朽化に備え、また、循環型社会の形成にふさわしい施設を整備するため、「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」の議論を踏まえたごみ焼却施設の移転建設を推進します。

- ・新規ごみ焼却施設に関しては、環境負荷の低減や、エネルギーの効率的な回収と有効利用を図るための技術を積極的に導入します。

②リサイクルセンターの整備

- ・既存の施設に代わる施設として、再生資源の中間処理と保管の機能を持つリサイクルセンターを整備します。
- ・リサイクルセンターには、ごみ減量・資源循環に関する啓発、体験学習等を行うための市民の学習拠点としての機能を附帯させます。

③既存施設の適正管理の継続的实施

- ・既存施設の効率的な稼働と周辺環境への影響を未然に防止するため、環境清美工場を適切に維持管理します。

④環境負荷の少ない施設の調査・研究

- ・将来を見据え、生ごみ堆肥化、メタン発酵等の処理技術等を調査・研究し、長期的な導入の可能性を検討します。

(5) 最終処分場の確保

【基本的考え方】

市は、市民・事業者との協働によって、焼却や直接埋立をするごみの量をできる限り削減し、最終処分場の延命化を図ります。

一方、緊急的に発生する廃棄物の最終処分場については、危機管理上の必要性から、計画的整備を検討します。

《市が実施する施策》

①最終処分量の削減による既存最終処分場の延命

- ・発生抑制や中間処理により最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命を図ります。
- ・フェニックス最終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用します。

②緊急時最終処分場の計画的な整備

- ・災害廃棄物等の緊急的に発生する廃棄物にも対応できる緊急時最終処分場の計画的な整備を検討します。

(6) 災害時の廃棄物処理

【基本的考え方】

市は、震災や水害などの発生に備え、災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には計画に沿った対応ができるよう、体制を整備します。

《市が実施する施策》

① 災害時の廃棄物処理への対応

- ・ 災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には、計画に沿って円滑に対応します。
- ・ 国や県の定める災害廃棄物処理の方針に従い、災害発生時の廃棄物処理体制を整備するとともに、他市町村との連携体制の整備を進めます。

基本方向 4 市民・事業者・市の協働 ～ みんなで循環型社会の構築 ～

ごみ減量・資源循環のための組織づくりと連携の強化

【基本的考え方】

循環型社会を形成するには、市民や事業者がそれぞれ役割のもとに、ごみの減量と資源循環を進めなければなりません。各々単独の取り組みには限界があります。そのため、市民・事業者が連携するための組織づくりを進め、それぞれの力をより大きなものにする必要があります。市は、関係各主体間のコーディネート役を担い、組織づくりや連携強化が円滑に進むように努めます。

《市が実施する施策》

- ① 「ごみ懇談会」や「関西ワンディッシュ協会」との協働による実践・情報発信・呼びかけの推進
 - ・ 「ごみ懇談会」や「関西ワンディッシュ協会」との協働による環境フェスティバルやもったいない陶器市等のイベントの開催を継続するとともに、市民へ協働の参加を呼びかけていきます。また、アンケート結果（図4-2、図4-3）から「環境フェスティバル」等のイベントを「知らなかった」と回答したのが62%、「今後も参加しようと思わない」が52%も占めていたことから、今後より一層のイベントのPRを展開し、多くの市民が足を運びたいくなるような魅力あるイベントの開催を検討します。

図4-2 「環境フェスティバル」、
「ならクリーンフェスタ」について

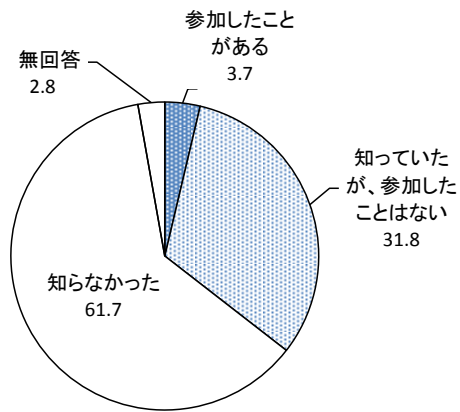
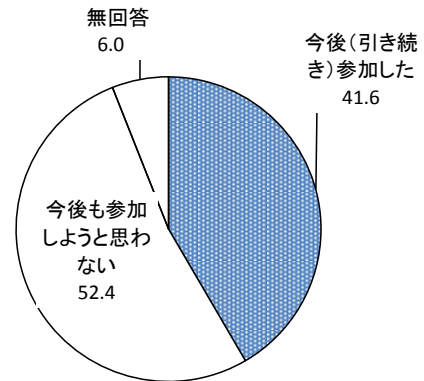


図4-3 「環境フェスティバル」
「ならクリーンフェスタ」の催しについて



②ごみ減量・循環型社会形成を推進する地域組織の整備

- ・地域におけるごみ減量の中心的役割を担う廃棄物減量等推進員制度の創設を図ります。

③市民と事業者の連携によるごみの発生抑制

- ・市民と事業者の連携によるレジ袋削減や簡易包装の推進等を図ります。

④環境NPO等との連携と協働

- ・環境学習機会の拡大等により、市民のごみに関する関心を高め、環境やごみ問題に取り組む環境NPO等との連携と協働に努めます。

第5章 計画推進のために

(1) 安全・安心に配慮した秩序ある取り組みの推進

- 「奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」や要綱等を適切に運用しながら、一般廃棄物処理基本計画を推進します。
- 国の法整備の動向や社会動向、ごみ処理技術動向等を踏まえ、条例や要綱等を適宜改正し、適正なごみ処理を推進します。
- ごみ収集時の事故などを防止し、ごみ処理事業の従事者や市民・事業者の安全・安心を守るため、市民・事業者にごみ排出ルールの遵守を求めます。

(2) 廃棄物行政への市民の参画

- 市の廃棄物に関する施策の決定、事業実施の際に、市民参加の機会を増やします。
- 廃棄物行政に関して市民・事業者にとって重要な事項については、市民・事業者が公募などによって検討段階から参画できるようにします。

(3) 市民・事業者・行政の情報の収集と提供

- ごみ処理量や資源化量などについて、広報紙やホームページ、ごみ分別アプリ、パンフレット等を通じて市民・事業者へ情報提供を行うなど、市と市民・事業者の情報の共有化を図ります。

(4) 循環型の社会経済システムについての国・県、産業界への要望と連携

- 環境負荷が減少し、真の循環型社会が形成できるように、拡大生産者責任の確立や容器包装リサイクル法における費用負担の見直し等のよりよい廃棄物処理システムの構築について、全国都市清掃会議などを通じて、国や産業界に対して要請していきます。
- 産業界との自主協定の締結など、循環型社会形成のための具体的な取り組みを、国・県や産業界と連携して推進します。

(5) コスト管理

- 施策や事業の実施にあたっては、経営的視点を持って、より効率的な方法を選択するように、適正なコスト管理を行います。また、経費については、市民・事業者に開示し、コスト情報の透明化を図ります。

(6) 民間の経営能力、技術力等の活用

- 公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、より効率的、効果的に施策・事業を推進する手法を検討します。

(7) 計画の進捗状況の把握と評価

- 進行管理のP D C Aサイクルに沿って、計画の進捗状況を把握、点検、評価し、計画を着実に推進します。
- 計画の進捗状況や点検・評価の結果は広報紙やホームページ等によって市民や事業者に伝えるとともに、奈良市清掃業務審議会へ報告します。

(8) あらゆる人に対するごみ施策のバリアフリー化

- 身体、健康、年齢、国籍等に関わらず、あらゆる人に対して、バリアフリーの観点を持って、ごみ収集についての施策や情報などをわかりやすく提供します。

(9) ごみの発生抑制やごみ処理に関する広域的連携

- ごみの不適正排出や不法投棄の防止などを県内市町村と共同で実施する奈良モデルプロジェクト事業において、ごみの発生抑制やごみ処理に関する広域的連携を図り、将来の共通施策・共同事業の実施に向けて、研究等を推進します。
- 災害時に備え、近隣市町村及び遠隔地の同規模の市などと災害廃棄物に関する情報交換、人的交流を進めるなど、相互応援・支援体制を確保します。
- ごみ処理施設の故障時や事故、改修時の相互支援ができるように、周辺都市との広域的連携の強化を図ります。

奈良市一般廃棄物処理基本計画

〈発行〉奈良市環境部環境事業室企画総務課
〒631-0801 奈良市左京五丁目2番地
電話：0742-71-3001 FAX：0742-71-1621

〈編集協力〉株式会社 地域計画建築研究所
〒600-8007 京都市下京区四条通り高倉西入ル立売西町82
電話：075-221-5132 FAX：075-256-1764

平成28年3月30日策定
